

小笠原村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 28 年 5 月 13 日制定

令和 4 年 9 月 20 日改定

小笠原村長

小笠原村議会議長

小笠原村教育委員会教育長

小笠原村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、小笠原村長、小笠原村議会議長、小笠原村教育委員会教育長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本村では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員活躍推進検討委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、村長部局、村議会事務部局、教育委員会事務部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

(1) 村長事務部局・教育委員会事務部局・議会事務部局共通

(ア) 令和 9 年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、令和 2 年度の実績（0%）より引き上げ、10%以上にする。

(イ) 出産する職員の継続就業を支援するために、産前休暇について、労働基準法による基準を上回る日数を付与する。

(ウ) 育児休業職員の代替となる職員の採用を、医療系職員・福祉系職員については 100%実施し、事務系職員においても、現状の 0%から令和 9 年度までに 50%以上に引き上げる。

(エ) 令和 9 年度までに、年次休暇の取得率を、令和 2 年度の実績（38.3%）より引き上げ、40%以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

(1) 村長事務局・教育委員会事務局・議会事務局共通

- (ア) 令和4年度より女性職員を人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに引き続き積極的に配置する。
- (イ) 出産する職員に対し、労働基準法による基準(6週間)を2週間上回る8週間の産前休暇(有給)を引き続き付与する。
- (ウ) 育児休業を取得する医療系職員・福祉系職員の代替職員については、育児休業代替任期付職員の採用を引き続き行うとともに、育児休業を取得する事務系職員の代替職員についても、職員定数の調整を行いながら欠員とならないよう計画的な採用に努める。
- (エ) 各部署において、職員の業務分担の見直しを定期的に行い、各職員の業務量の平準化を図り、年次有給休暇の計画的な取得を推進する。